

第9期多摩市自治推進委員会 中間答申 【原案】

多摩市らしさを活かした地域の多主体との連携、協力体制構築について
～多摩市版地域プラットフォームのあり方～



2025年12月17日
第9期多摩市自治推進委員会



目次

1 はじめに	P.3
2 市からの諮問内容と中間答申の概要	P.4
3 検討経過	P.5
4 答申内容	P.6
(1)多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について	P.7
①多摩市らしさとは	P.7
②体制の構築(環境整備、しくみ・しかけづくり)の考え方	P.10
(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について	P.11
①プラットフォームの類型と多摩市での活用方策	P.11
②多摩市版地域プラットフォーム形成のステップ	P.12
(3)多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について	P.17
5 第9期後半で議論すること	P.18
参考資料	P.19

1 はじめに

- 多摩市では、市民が、市民の手で、市民の責任によるまちづくりを実現するため、平成16年に「多摩市自治基本条例」を制定し、市民参画・協働によるまちづくりを進めてきています。条例に基づき設置された「多摩市自治推進委員会」も今期で第9期となりました。
- 条例施行から20年が経過し、ライフスタイルの多様化や働き方の変化に伴い、以前のように地域の様々な活動の担い手・支え手を、リタイアした世代のみに求めることが難しくなっていて、仕事をしている現役世代、子育て世代でも、無理なく地域参加、まちづくりに参画できるしくみやしかけづくりが必要となっています。
- 国においても、令和6年9月に地方自治法が改正され、第260条の49で「市町村は、その事務を処理するに当たって、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにならなければならない」と規定され、第2項以下で、「前項の規定の趣旨を達成するために必要があると認めるときは、『指定地域共同活動団体』を指定することができる」とされました。
- 本委員会では、市民の4割ほどの「関心層」を掘り起こし、その「関心層」が「活動層」へとステップアップし、地域活動のコアメンバーとして持続可能な活動ができるよう、多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築のあり方について議論を進めてきました。引き続き、『指定地域共同活動団体』制度の活用要否など議論すべき事項はありますが、本委員会の任期の中間点において、以下のとおり提案します。

2 市からの諮問内容と中間答申の概要

<第9期委員会への諮問内容>

○地方自治法第260条の49第1項に新たに規定された、地域の多様な主体との連携、協力体制の構築のあり方について
(同条第2項以下に規定された「指定地域共同活動団体制度」の導入の可否を含めて)



<中間答申の概要>

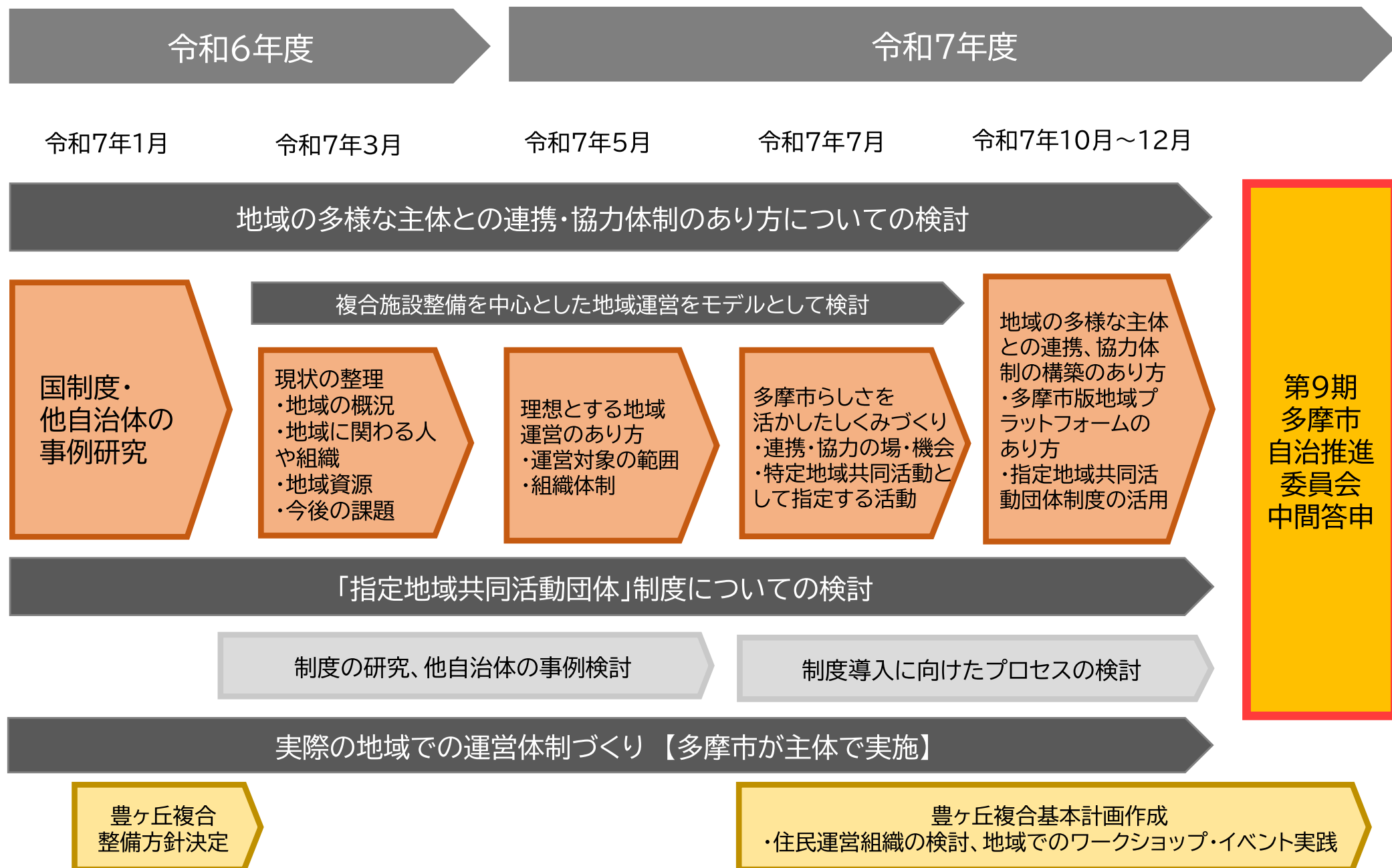
●多摩市らしさを活かした連携・協力体制を構築

多様なスキルや興味・関心のある市民を掘り起こす「多活動マッチング型プラットフォーム」と地域内での連携を進める「協議会型プラットフォーム」の二層のプラットフォームの特徴を活かした地域の多様な主体間の連携、協力体制を構築する。

●試行的に協議会型プラットフォームを運用

モデルエリアで「協議会型プラットフォーム」を試行的に運用し、課題を洗い出した上で、これを「指定地域共同活動団体」として指定し、制度を活用するかどうかについては、今後も引き続き検討を進める。

3 検討経過



4 答申内容

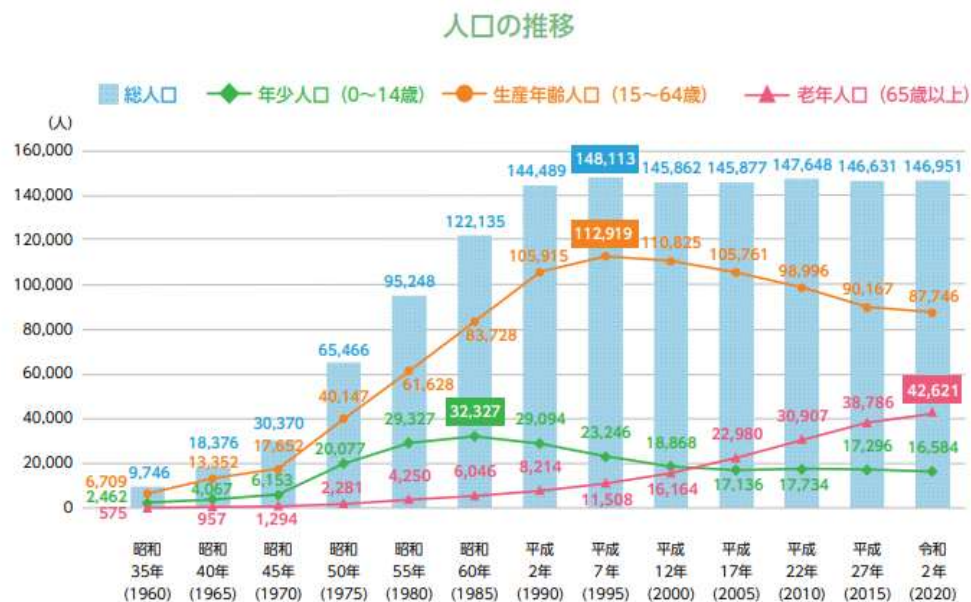
- (1) 多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について
 - ① 多摩市らしさとは
 - ② 体制の構築（環境整備、しくみ・しかけづくり）の考え方
- (2) 多摩市版地域プラットフォームのあり方について
 - ① プラットフォームの類型と多摩市での活用方策
 - ② 多摩市版地域プラットフォーム形成のステップ
- (3) 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

(1)多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

①多摩市らしさとは

●多摩市の現状

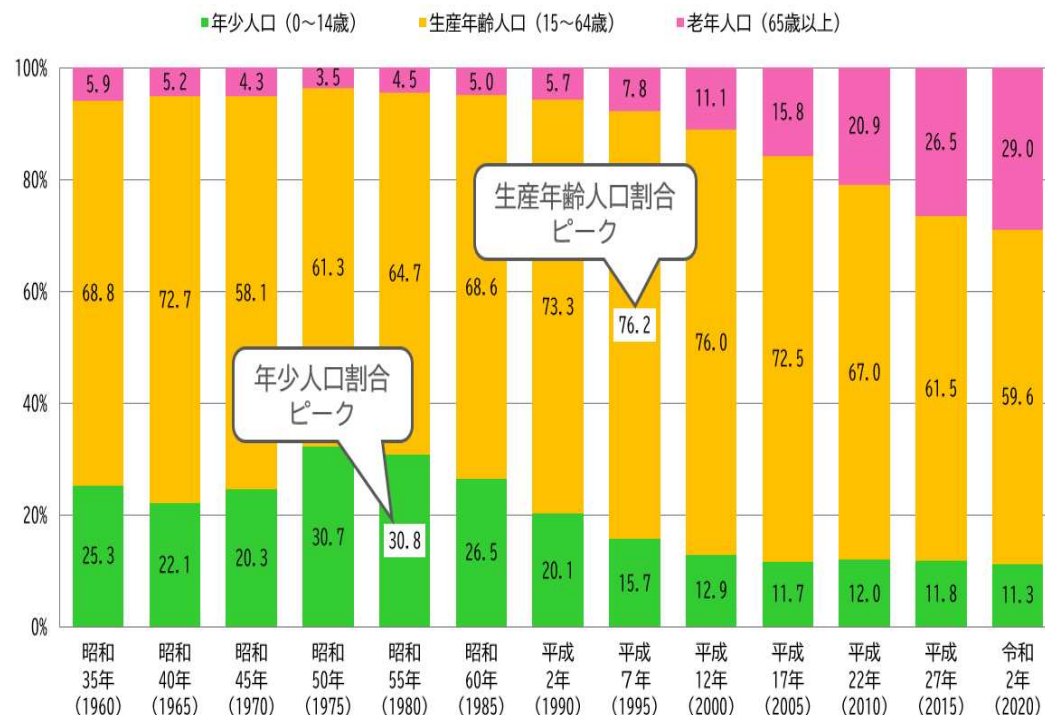
- 昭和35年には1万人に満たなかった総人口は多摩ニュータウン開発に伴い大幅に増加し、平成2年までの30年間で約15倍の14万人台まで増加。以降はほぼ横ばい傾向。
- 老年人口(65歳以上)は近年増加傾向にあり、平成17年には年少人口(0～14歳)を上回り、令和2年には約4万人を超える。



出典:国勢調査(年齢3区分人口は年齢不詳は含まない)

<参考>令和5(2023)年10月1日現在 住民基本台帳人口(総人口):147,904人

- 平成7年をピークに生産年齢人口(15～64歳)の割合は減少傾向、老年人口(65歳以上)の割合は増加傾向。
- 年少人口(0～14歳)の割合は、昭和55(1980)年をピークに減少傾向。
- すでにニュータウン区域を中心に、高齢化率40%を超える地区もある。



出展:国勢調査(不詳は含まない)

(1)多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

①多摩市らしさとは

●多摩市の特徴的な取組み「無作為抽出による呼びかけ」

○多摩市では、平成16年に「多摩市自治基本条例」を施行し、市民参画の場の充実、市民主体のまちづくりに取り組んでおり、平成19年からは、ワークショップなどへの参加の呼びかけに“無作為抽出”を採用し、多世代が参画しやすくしている。

○最近の実績

【全市テーマ型】多摩市役所本庁舎建替基本計画市民フォーラム、多摩市気候市民会議 など

【エリア単位型】東寺方小学区エリアミーティング、青陵中学区エリアミーティング など



東寺方小学区エリアミーティングの様子



青陵中学区エリアミーティングの様子

(1)多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

①多摩市らしさとは

●多摩市らしさとは

○多摩ニュータウン、人口密度高い、コンパクトシティ、これまで多くの市民が参画・協働、アンケート調査では、「**関心層**」(地域活動に関心はあるが、実践していない)が4割
⇒ 地域人材の候補はいるが、どのような機能(≠組織)で「掘り起こす」かが課題

○「**多活動マッチング型プラットフォーム(場や機会)**」を地域人材の発掘・育成に活用する。
市が無作為抽出で呼びかけて実施する**地域WS(エリアミーティング)**を通して、参加者同士のつながりづくりや既存の活動団体との交流を図ることで、地域に関わることに楽しさやメリットを感じた「**関心層**」が「**活動層**」へとステップアップしていく

継続的に実施し、エリアを拡大していくことで

新たな地域人材の掘り起こし(発掘・育成)

効果的な発掘手法・支援策は継続検討



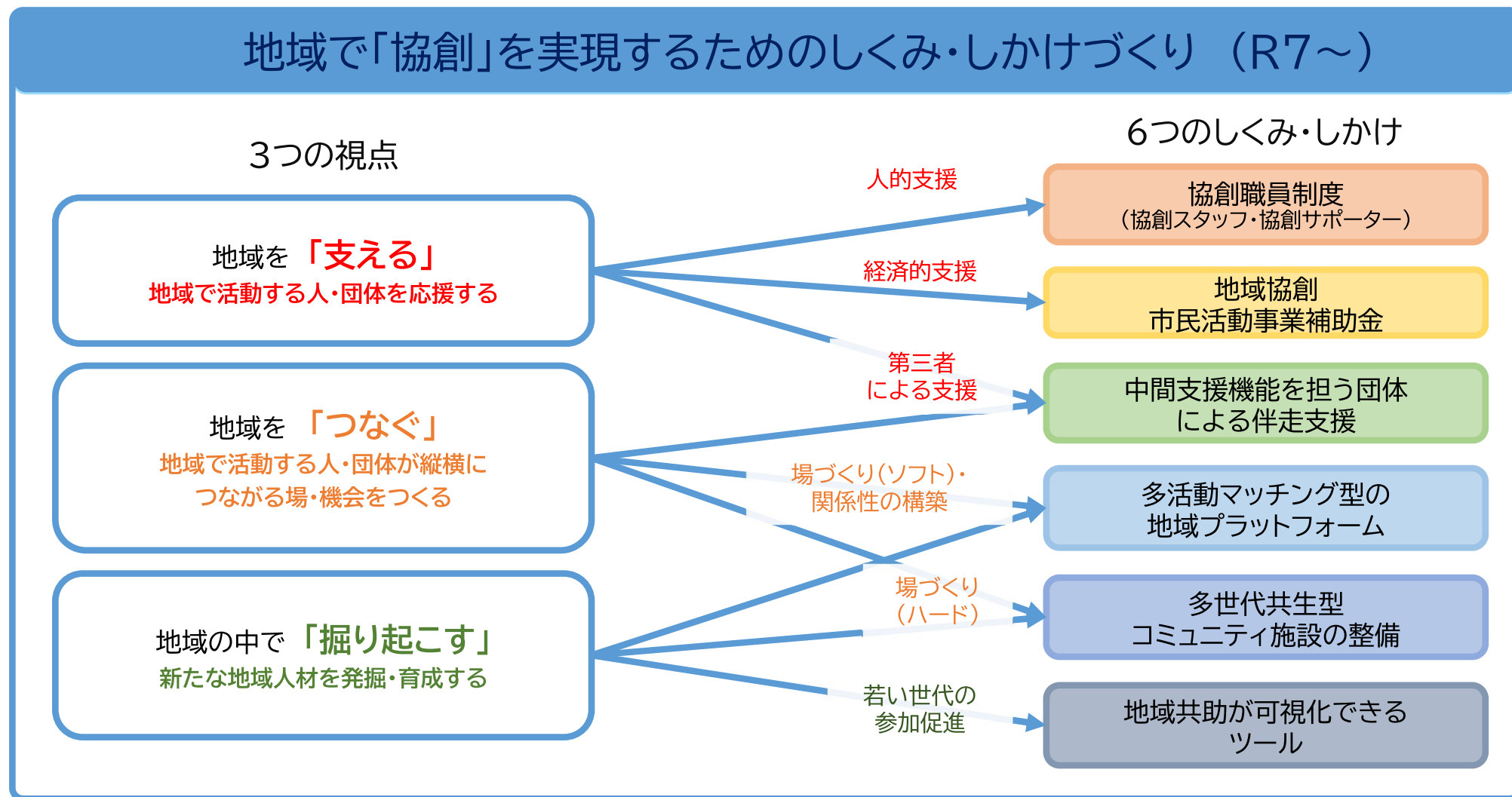
委員会提言

新たな人材の発掘・育成のために、多摩市らしさを活かした多活動マッチング型プラットフォームを市内各地域で展開してはどうか

(1)多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

②体制の構築(環境整備、しくみ・しかけづくり)の考え方

〇市が取り組んでいる6つのしくみ・しかけづくりを継続していく中で、関心層の効果的な発掘手法・支援策については、引き続き検討すること。

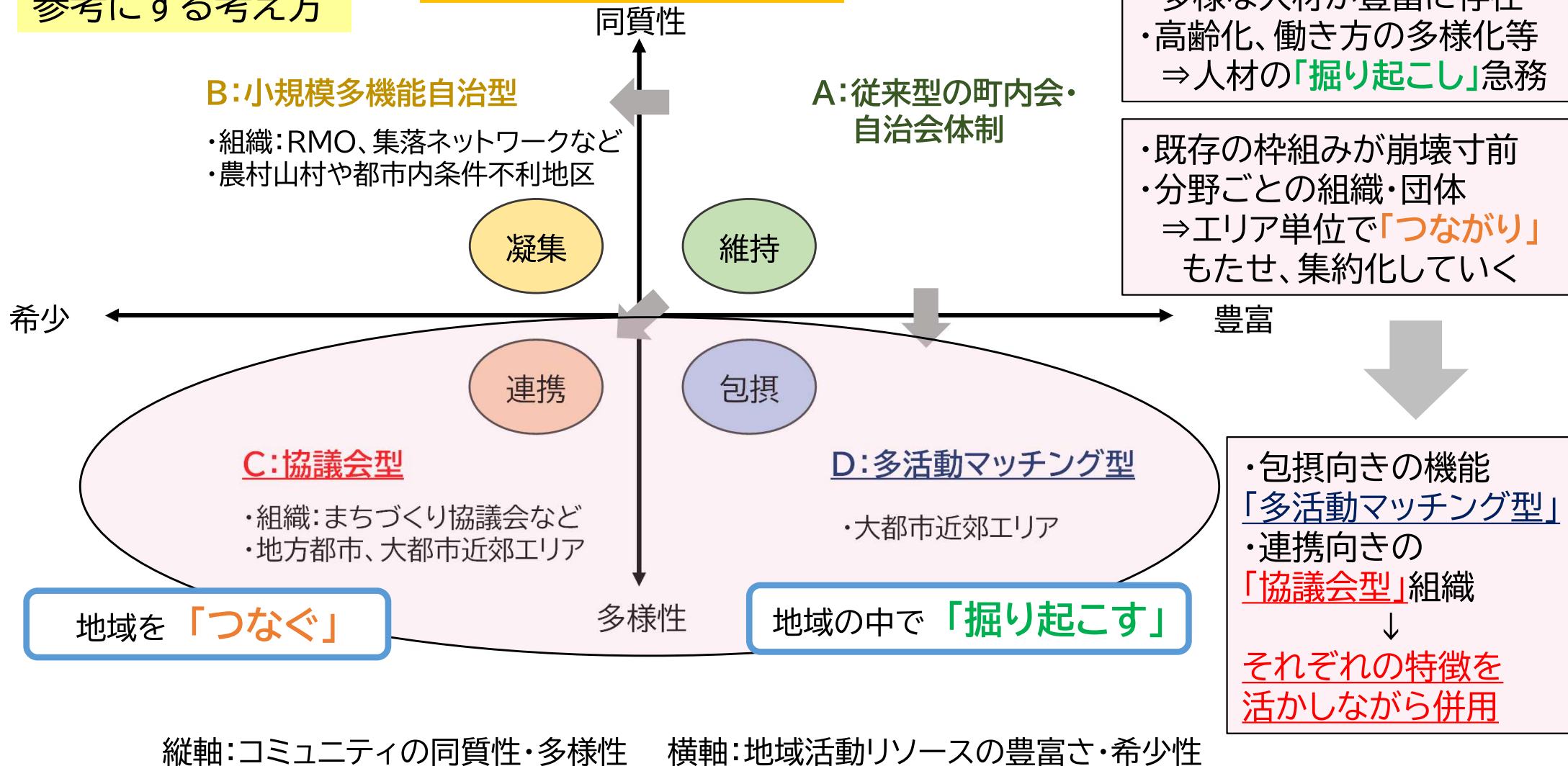


(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について

①プラットフォームの類型と多摩市での活用方策

参考にする考え方

プラットフォームづくりの類型

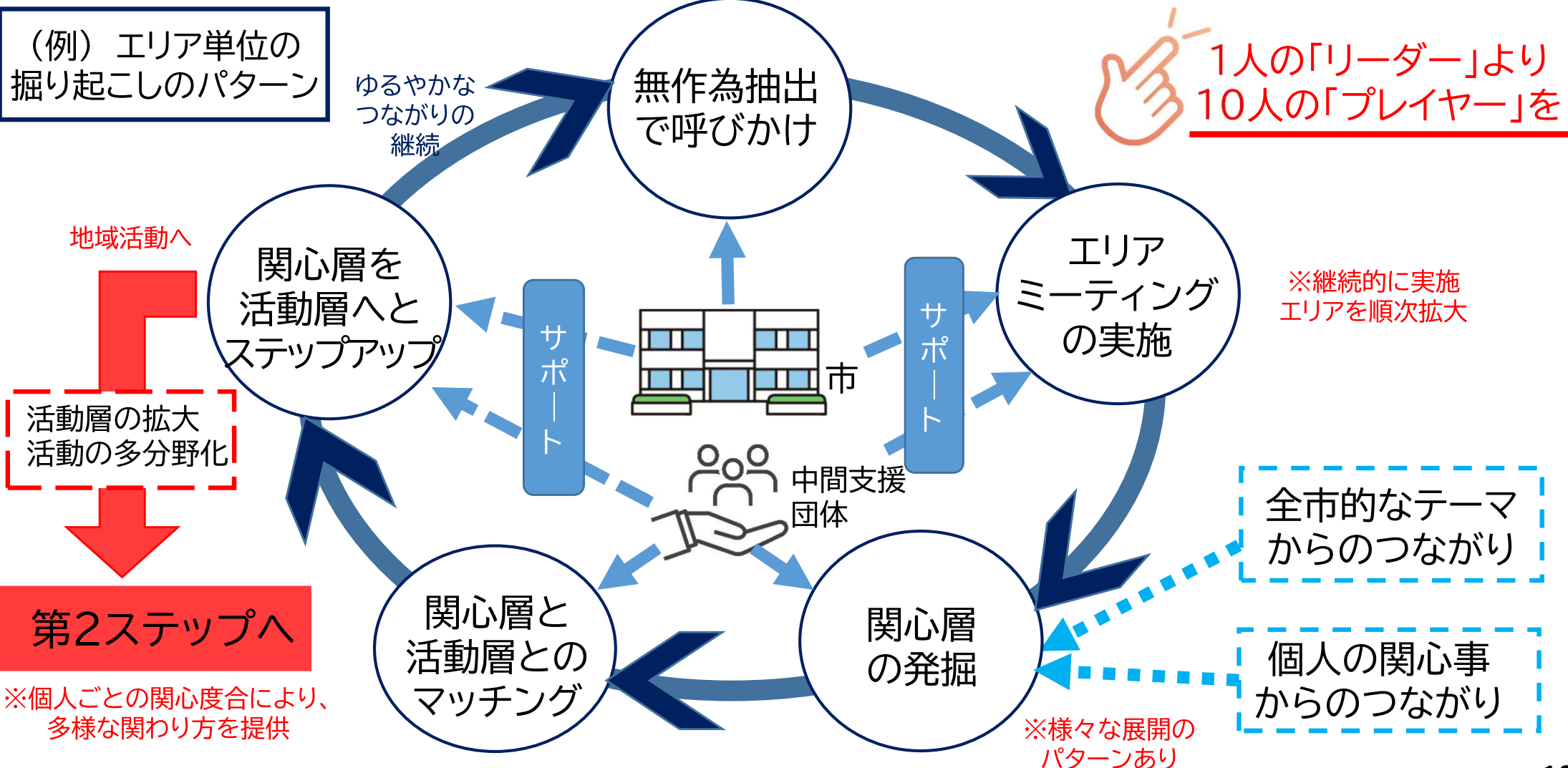


縦軸:コミュニティの同質性・多様性 横軸:地域活動リソースの豊富さ・希少性

(2) 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

②多摩市版地域プラットフォーム形成のステップ

【第1ステップ】「多活動マッチング型プラットフォーム」による地域人材の掘り起こし

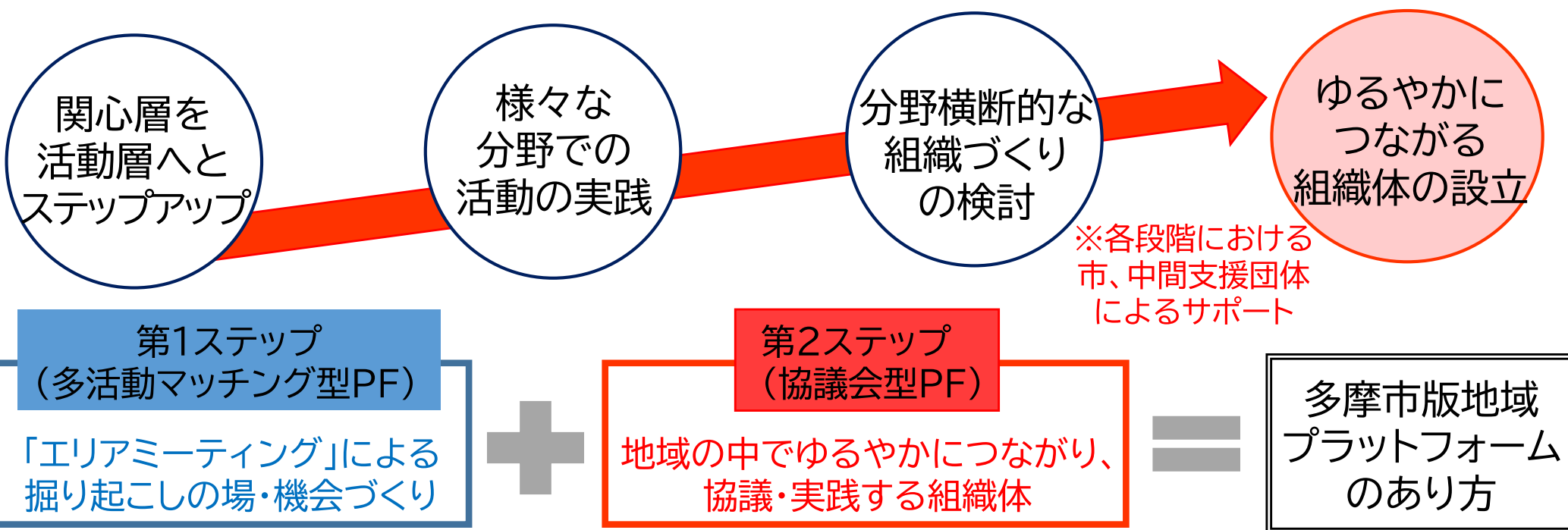


(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について

②多摩市版地域プラットフォーム形成のステップ

※PF:プラットフォーム
(横断的な場・機能、組織)

【第2ステップ】「協議会型プラットフォーム」によるエリア内の分野横断的なつながりづくり



委員会提言

特定の地区(分野ごとのPFが複数あり、リーダーが重複、担い手不足)において、「多活動マッチング型PF」と「協議会型PF」の二層のPFの特徴を活かした連携・協力体制を構築してはどうか

(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について

(例)貝取・豊ヶ丘地区における既存のプラットフォームの状況

既存のプラットフォーム		こども関係							地域福祉関係					地域防災・防犯関係			コミュニティ関係		
		青少年協	P T A	地域学校協働活動推進員	児童館	児童クラブ	保育園・幼稚園	主任児童委員	青少年活動サポーター	民生・児童委員	保護司	包括支援センター	老人クラブ	サロン団体	防犯協会	防災連絡協議会	駐在所	管理組合・自治会	運営協議会
青少年問題協議会 豊ヶ丘・貝取地区委員会		○	○		○	○		○	○	○	○				○		○	○	
学校運営協議会	青陵中学校	○	○	○	○			○											○
	貝取小学校	○	○	○	○	○	○												○
	豊ヶ丘小学校	○	○	○	○	○	○												
貝取・豊ヶ丘地域福祉推進委員会(きずな)		○	○					○		○		○	○	○	○		○	○	○
貝取・豊ヶ丘地区防災連絡協議会																○		○	
多摩稲城防犯協会 多摩地区貝取・豊ヶ丘支部		※構成員は手挙げ方式のため、特定の団体から指定していない																	
貝取コミュニティセンター運営協議会		※構成員は手挙げ方式のため、特定の団体から指定していない																	

※上記以外にも、各プラットフォームの構成員となっている主体あり

課題

分野ごとに複数のプラットフォームがつくられ、1人の個人が何役も兼ねているケースあり



(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について

現 状



市

分野ごとに対応、庁内連携不足



市民

リーダー層の重複、担い手不足



将 来



市

横断的に対応、庁内で情報共有



市民

新たな市民や企業・団体などの
プレイヤー層の拡大、楽しみながら

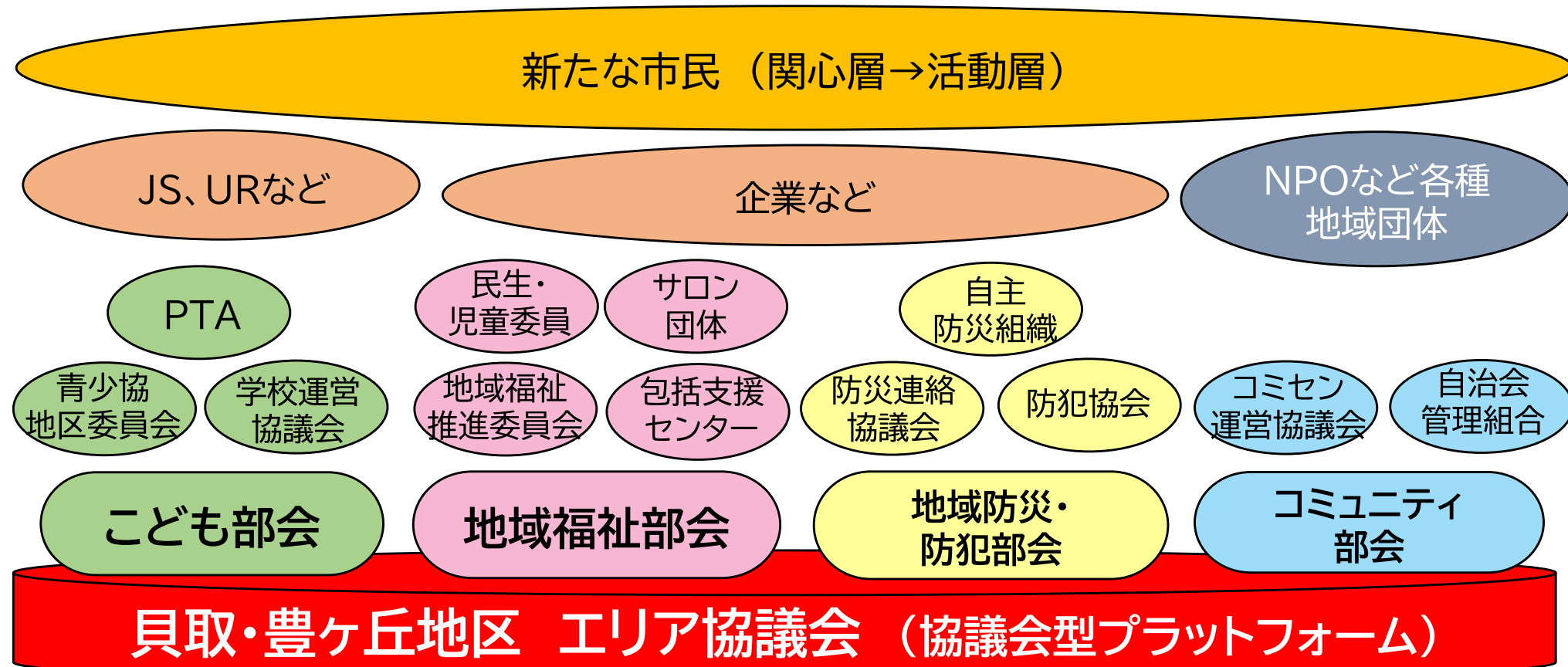
委員会提言

モデルエリアで、分野横断的なプラットフォームをつくり、
分野ごとにつくられた複数のプラットフォームをそこに集約していったらどうか



貝取・豊ヶ丘地区エリア協議会(協議会型プラットフォーム)の試行的運用

(2)多摩市版地域プラットフォームのあり方について



**支援
主体**

多摩市(協創推進室)
協創スタッフ・サポーター

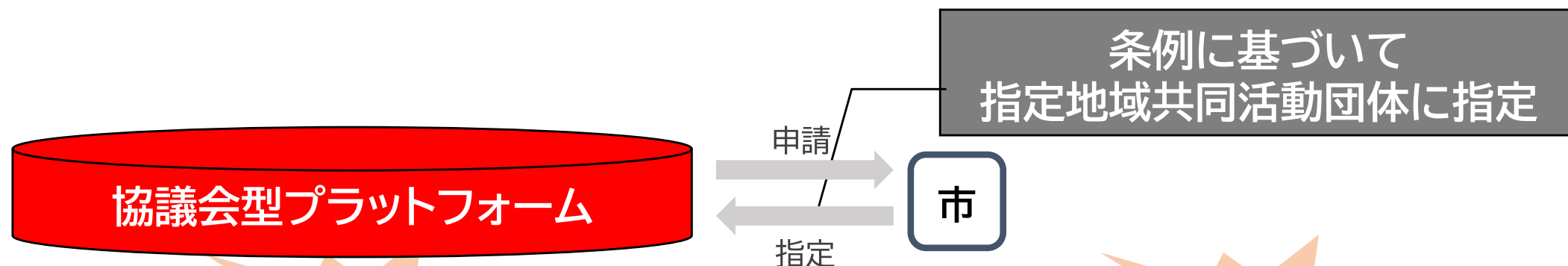
中間支援機能を担う団体
合同会社 MichiLab

社会福祉協議会
地域福祉コーディネーター

**地域拠点
・施設** こぶし館、複合施設、八角堂、
市民活動交流センター など

**地域
資源** 貝取・豊ヶ丘商店街、貝取北商店街
小中学校、児童館、保育園、公園 など

(3) 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について



課題

課題



持続可能な協議会の運営に向けて

- 事務局機能のあり方
 - ⇒分野ごとの組織体を集約することで効率化
 - ⇒どのように集約するか
(分野や団体の事情による集約のしやすさや根拠)
 - ⇒どこが担うのが効果的か
- 団体、市民(活動層)が疲弊しないための支援
 - ⇒新たな活動層の掘り起こし
 - ⇒地域活動の周知



制度の活用に向けて

- 準ずる団体の扱い・支援策などの検討
 - ⇒協議会型PFにおいて多主体連携が進んでいく中で、地域の実情に応じて試行的に実施することも検討
 - ⇒どのような要件を設けるか
 - ⇒どのような支援が必要か
- 制度を活用するに当たって
 - ⇒要件、活動内容の範囲、メリットの整理
 - ⇒条例制定の時期

第9期後半で議論

5 第9期後半で議論すること

中間答申に盛り込んだこと

(1) 多摩市らしさを活かした地域の多様な主体との連携、協力体制の構築について

- 新たな人材の発掘・育成のために、多摩市らしさを活かした多活動マッチング型プラットフォームを市内各地域で展開する。

後半に議論を進めること

- 関心層の掘り起こしや、活動層へのステップアップに係る効果的な手法（プロボノなど）

(2) 多摩市版地域プラットフォームのあり方について

- 多様なスキルや興味・関心のある市民を掘り起こす「多活動マッチング型プラットフォーム」と地域内での連携を進める「協議会型プラットフォーム」の二層のプラットフォームの特徴を活かした地域の多様な主体間の連携、協力体制を構築する。
- モデルエリアで「協議会型プラットフォーム」を試行的に運用し、課題を洗い出す。

- 協議会型プラットフォームを組織する上で、事務局機能をどこがどのように担うのが効果的か
- 協議会型プラットフォームの持続可能な運営のための支援
- 指定地域共同活動団体制度の手前段階でそれに準ずる団体を設けるか
- その場合、どのような支援が可能か

(3) 多摩市における指定地域共同活動団体制度の活用について

- 指定地域共同活動団体及びそれに準ずる団体の活用可能性を検討すること。
- 条例化ありきではなく、多主体連携の枠組みの中から、指定要件を満たす団体が想定されるタイミングで条例化を検討すること。

- 制度を活用する場合、条例の内容・制定時期
 - ⇒指定する要件
 - ⇒「特定地域共同活動」の活動内容の範囲
 - ⇒指定することのメリット（市による必要な支援、市長による関連性の高い活動間での調整、市による随意契約での委託、市の行政財産の貸付など）
 - ⇒行政側の運用方策（体制や予算、各分野制度との整合性など）の確認

参考資料

総務省 『指定地域共同活動団体』制度の創設

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983123.pdf

総務省 地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)〔「指定地域共同活動団体」制度関連部分〕

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983124.pdf

第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(抄)
(令和5年12月)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983125.pdf

総務省 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について(令和6年9月26日)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983154.pdf

総務省 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る質疑応答集について(令和6年9月26日)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983152.pdf